



「子育て支援と政治」、成育基本法の制定を！

たまい小児科 院長 玉井友治

世界一のスピードで高齢化が進む日本、健全な若い世代を育むことは未来の日本を左右する最重要課題です。こどもを産み育てやすい社会を作るために、政府や地方自治体は「子育て支援」策を打ち出していますが、未だに満足できるものとはなっていません。

「子育て支援」は、こどもを産み育てやすい社会を実現させるための国家の政策と予算措置をはじめ、医療費無料化や保育園の拡充と経済的負担の軽減などの医療教育福祉政策、ワクチンや健診の無料化といった保健予防施策、「こどもを産み育てるお母さんや少なくなった子どもたちを健全に育て社会として大切に作る」という国民の意識改革に至るまで、ありとあらゆるものを包括しています。その内容は、国の施策や地域社会でのシステムからご近所付合いまで、幅ひろく配慮されるべきであり、国から地方自治体、学校、幼稚園、保育所、地域の自治会、隣組など、それぞれのレベルで「こどもをはぐくむ」ことが優先される成熟した社会の実現が望まれます。

「こどもをはぐくむ」ことが優先される成熟した社会実現のために、私たち小児科医は、15年前から「成育基本法」の制定を目指して活動しています。

「成育基本法」は、こどもたちが健康で幸せな生活を送るための保健・医療・福祉を包括した法律で、児童福祉法、母子保健法、次世代育成支援対策推進法、児童虐待防止法、予防接種法などの基本となる法律です。この法律によって、こどもの権利条約に定められている、こどもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を保障します。

こどもの生きる権利とは、予防できる病気で命を奪われない、誰でも必要な治療を受けられる権利です。育つ権利とは、教育を受け、自由に遊んで自分らしく育つ権利です。守られる権利とは、虐待や搾取から守られ、特に障害のあるこどもたちが守られる権利です。参加する権利とは、自由に意見が表明でき、自由に集まって活動できる権利です。

この法律には、家庭内育児支援のための予算措置、家族政策への公的支出の増額、全ての予防接種無料化、保育所・幼稚園の無償化などの施策が盛り込まれています。

未来の日本の子どもたちのために、成育基本法制定が必要です。

お父さん、お母さん、ご支援、よろしくお願ひ申し上げます。

● 7月・8月の診療予定と休診情報 ●

- * 7月23日(火)夜間は、院長が大分市夜間小児急患センターに出務して診療します。
- * 7月25日(木)は、院長所用のため、**午後の一般診療を休診**します。
- * 8月13日(火)～8月15日(木)は、**お盆休みのため、休診**します。

音楽療法士 おすすめの 今月の歌

音楽療法士 玉井さちこ

いよいよ夏本番！

夏といえば、青い空と広い海！

そんな青い空に向かって歌いたい一曲です。



「空にらくがきかきかきたいな」

- 1 空にらくがき かきかきたいな いっぱい いっぱい かきかきたいな かきかきたいな
世界中の鳥がたべても たべきれないよな りんごの木
空に大きく かきかきたいな
シュシュシューシュ シュシュシューシュ かきかきたいな
- 2 空にらくがき かきかきたいな いっぱい いっぱい かきかきたいな かきかきたいな
世界中の犬がほえても おどろかないよな ブルドッグ
空に大きく かきかきたいな
シュシュシューシュ シュシュシューシュ かきかきたいな
- 3 空にらくがき かきかきたいな いっぱい いっぱい かきかきたいな かきかきたいな
世界中の汽車をつなげて まだまだたりない 長い橋
空に大きく かきかきたいな
シュシュシューシュ シュシュシューシュ かきかきたいな

♪ ちなみに、私が描きたいのは、世界中の人が一緒に弾ける、『なが～いピアノ』です。そして、たま先生はちょっと欲張りで、世界中の人が一緒に乗れる、『なが～い電車』、世界中の人が一緒にこげる『なが～い船』、世界中の人が一緒にたべられる『大～きなおにぎり』を描きたいそうです。広く青い空を見上げて、思いっきり想像力を働かせてみてください。あなたは何を描きたいですか？ ♪



◎ 手足口病が大流行

大分県では、6月末から、手足口病が大流行しています。7月初めには、全県下に流行警報が発令されました。今回は、手足口病について解説します。

★ 手のひら、ひざ、足の裏、おしり、口の中に、米粒大の発疹

手足口病は夏かぜの一種で、いくつかのエンテロ(腸管)ウイルスが原因です。



手のひら、足の裏、おしりやひざ、口の中に、米粒大の赤い発疹や水疱ができます。手足口病と呼ばれるのは、このためです。

★ 発病しても元気です

水疱には痛みやかゆみは少なく、発病しても元気です。熱は出ないこともあります。

ただ、口の中に水疱ができて破れると、食べ物がしみて食欲が落ちます。

口当たりのよいもの、のどごしのよいものを与えてください。経口補水液も飲めないときは、医師に相談しましょう。

★ 自然に治るのを待ちましょう

手足口病には、特別な治療はありません。熱があっても2～3日で下がり、水疱が破れて口内炎になっても1週間程度で治ります。

発疹があらわれた時点で、念のために小児科を受診しておくとお安心です。

ただし、髄膜炎を合併することが知られていますので、発熱、頭痛、嘔吐などの症状が続く場合には、必ず医師に相談しましょう。

★ 手足口病の登園可否について

「いつまで、休むのか？休ませるのか？」は親御さんにとって大切な問題です。

集団生活(保育園、幼稚園、小中学校に通っている)の場合、欠席を必要とする理由には、以下の2つが存在します。

- (1) 患者本人の健康回復のための欠席(自宅での安静)。
- (2) 集団での流行防止(他人にうつさないこと)を目的とした登園・出席停止。

(1)について:症状の程度は人によってまったく異なりますから、(1)の理由による欠席については何日と一律に定めることはできません。一般的に熱があっても口の痛みが強い期間は、本人の体調を整えるために自宅で安静にしておくべきです。合併症があれば、休むべき期間は長くなります。症状をよく見ながら、主治医と相談して決めてください。

(2)について:一般論としては、「伝染力が強く、ウイルスが体から排泄されている時期」に登園停止期間が設定されますが、手足口病には、麻疹(はしか)や水痘(みずぼうそう)のような出席停止期間についての規定はなく、「他人への感染防止を目的として一律に登園停止の措置をとることは必要ない。」と考えられています。その理由は以下の通りです。

手足口病の原因ウイルス(エンテロウイルス)は、唾から発症後1～2週間、便からは発症後3～5週間排泄され、飛沫感染、経口感染を起こします。この期間は他人にうつす可能性がありますが、発症後2週～5週もの長い期間の出席停止は現実的には不可能です。

また、このウイルスは、不顕性感染が多く、流行期には、発疹が出て健康そうに見えるお子さんや風邪症状のあるお子さんの中に、感染している人が多数存在します。このようなお子さんもまた他人への感染源となります。

以上からわかるように、手足口病の児を一律に一定期間(例えば1週間)出席停止させる措置をとっても、実質的に感染を阻止することは不可能です。それで、日本小児科学会は、「手足口病では出席停止措置は不要で、発熱や口の痛みによる摂食障害がなければ登園できる。」と提言しました。また、厚生労働省の保育園における感染症ガイドラインでも、「出席停止措置は不要で、本人の体調が良ければ出席は可能」とされています。

以上のように、集団生活をしている限り手足口病の感染を防ぐことは不可能で、他人への感染防止を目的とした登園停止措置をとる必要はないのですが、登園停止の基準は各保育園・幼稚園に決定権があり、各々対応が違いますので、各園の指示に従って下さい。

★ ウイルスを広げないために保育園でできること

便や唾からウイルスが長期間排泄されるわけですから、保育園では、患児のオムツの処理と保育者の手洗い、手の消毒が非常に大切です。また、子どもたちの手洗いも励行させることが重要です。

★ 小児科医からのお願い

小児科医は、患者さんに「集団の感染阻止目的での登園停止は不要ですよ。」とご説明していますが、決して、高熱のあるきつそうな児でも「登園を許可している」わけではありません。あくまでも、いつも通りに登園させるためには、お子さんの体調が良いことが必要条件(2)件ですので、お子さんの状態を注意深く観察していただくようにお願いします。